

広島県告示第千号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十一年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
薬局。ハナコス	三原市円一町四丁目一番 二七号	三原市円一町四丁目二九 〇三番地三	平成二十一年一〇月 一日